き・・ ダ

原判決を破棄する。

被告人Aを禁錮五月に、被告人Bを禁錮三月に処する。

右両名に対しこの裁判が確定した日から三年間それぞれその刑の執行を 猶予する。

原審における訴訟費用中証人Cに支給した分は、被告人両名の連帯負担とし、証人今関とりに支給した分は、被告人Bの負担とする。

(控訴の趣意)

弁護人鵜沢重次郎提出の控訴趣意書記載のとおりであるから、これを引用する。 (当裁判所の判断) (前略)

控訴趣意第一点の二について。

所論は、被告人AがD、E、F、G、Hに交付した原判示第三の一の2および二の各金員は投票取りまとめなどの選挙運動に対する報酬ではなく、労務賃であるから、右の点で原判決には事実誤認があり、また、かりに右各金員が選挙運動費と労務賃とをかねたものであるとしても、両者を区別して判定すべきであるのに、原判決がこれを区別することなく全額につき選挙運動の報酬の性質のものであると解しているのは違法である、というのである。

〈要旨〉そこで考えてみるのに、公職選挙法一九七条の二は「選挙運動に従事する者」と「選挙運動のために使用すく/要旨〉る労務者」とを区別し、前者に対してる事務員を別として実費弁償のみを支えがてきるとがてとる事務員といる事務員を別とて実費弁償のみを支えができるとができるといるのでは実費事償がするであるが、これは、選挙運動が本来奉仕的な性質のものであるが、これは、選挙運動が本来を仕りないであるが、これは、選挙運動のために単なる機械のものであるうちそのい前に使用する事務員と選挙運動のために単なる機械によるできるものとれに対しては、無償の奉仕を期待しがたいこれに対しては、無報酬を支援が表しては、一次の一人が兼なるものとれば、無報酬であるとはできる者がたまたまあわせてものとよる事務をもであるが、その者が同条にいう事務員または労務者となわけては、これに対して報酬を支給することはできないと解するのが相当である。

ところで、関係証拠によれば、被告人Aが原判示のように千葉県長生郡a村の村議会議員選挙に立候補するに際し、Dはその選挙運動の総括的な責任者として、F、G、Hはその協力者としていずれも被告人Aを当選させるため選挙である。は、G、Hはその協力者であ事務員ないしば、基本を当選させるがある。といずれる選挙運動のため使用する事務員ないしば単なる機械的な労務の提供では、なるの領収証も作成され、選挙管理委員会に対し、人件費の名目のもとにもがなる人らの領収証も作成され、選挙管理委員会に対しればあたかけれるとはがないであるとが記録上認められるのではなかったかのようにもみえるかけれるとがのようには、かりに同人らが選挙運動に、おりにはないがあるとであるとはであるとはであるとはであるとは、とそれによりであるとは前にないがの、ためいには、おりに同人らが選挙運動のかたことに選挙をしたないがのよりは、との報酬であるというであるとは、したが、原判決には、からに選挙を引きない。との報酬であるといるであるに同人とが、原判決には、との表別であるといるとは、との報酬であるといるといから、論旨は理由がない。

(以下省略)

(裁判長判事 中野次雄 判事 寺尾正二 判事 粕谷俊治)